

## 釧路市道営住宅であえーる幸団地に係る津波避難対応設備電気料金負担要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、釧路市道営住宅であえーる幸団地における津波避難対応設備電気料金を道（指定管理者）が負担する場合の取扱いを定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共用電気料金 共用階段に設置された照明装置その他2戸以上の道営住宅の入居者が共同で利用する設備の使用、維持及び運営に要する電気料金をいう。
- (2) 津波避難対応設備電気料金 津波避難対応設備の維持及び運営に要する電気料金をいう。
- (3) 子育て支援施設電気料金 子育て支援事業のため、事業者が自治会等に支払った利用料金のうち、電気料金相当分をいう。
- (4) 指定管理者 条例第63条の規定により道が管理を行わせる法人その他の団体をいう。
- (5) 自治会等 共用電気料金の支払を行っている入居者の団体をいう。

### (道（指定管理者）が負担する津波避難対応設備電気料金の範囲)

第3条 道（指定管理者）が負担する津波避難対応設備電気料金の範囲は、災害用倉庫の電灯、共用部分コンセント、監視カメラ、太陽光発電設備、12階玄関及びホールの電灯、12階誘導灯及び非常灯、スプリンクラー並びにその他釧路市道営住宅であえーる幸団地の津波避難対応設備に係る電気料金のうち、自治会等が支払を行う共用電気料金の一部とする。

### (指定管理者の負担金額)

第4条 前条に規定する津波避難対応設備電気料金の道（指定管理者）が負担する金額は、次の式により算定して得た額から1円未満の端数を切り捨てた額又は58,000円のいずれか小さい額の範囲内とする。ただし、月の途中で負担開始又は終了となる場合は、日割りにより算定する。

$$(\text{当月の共用電気料金の額} - \text{当月の子育て支援施設電気料金の額}) \times 50\%$$

- 2 道（指定管理者）の負担金額は、自治会等からの申請に基づき決定する。
- 3 経済情勢の激変その他予期することのできない特別な事情により、道（指定管理者）の負担金額が著しく不相当となったときは、道（指定管理者）及び自治会等の協議により、当該年度の負担金額を変更することができる。

### (協定の締結)

第5条 この要綱を適用するに当たって、道（指定管理者）は自治会等と共用電気料金の一部負担に必要な協定を締結するものとする。

(負担金の支払)

第6条 第4条の負担金は、道（指定管理者）が共用電気料金の請求を受けた自治会からの要求により支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。